

様式 1 (G-MIS様式)

事業報告書				
医療法人番号		01213		
報告期間	自	令和4年4月1日		
	至	令和5年3月31日		
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称	医療法人財団 聖十字会		
	分類	財団	分類 から のそれぞれの項目 (は団のみ。) について、該当するものをリストから選択すること。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)	
	分類	その他		
	分類			
	分類			
	(2) 事務所の所在地	都道府県	熊本県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	熊本市西区	
		町名・番地	河内町船津897番地	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日	昭和26年7月16日		
	(4) 設立登記年月日	昭和26年7月16日		
	(5) 理事長の氏名	姓	未永	
	名	英慈		
	役員及び評議員の人数	16		
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
	(1-1) 本来業務 (病院、診療所)	記載はこちら		
	(1-2) 本来業務 (介護老人保健施設、介護医療院)	記載はこちら		
	(2) 附帯業務	記載はこちら		
	(3) 収益業務	記載はこちら		
	(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
	(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		
	(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
	(7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設	記載はこちら		
	(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		
	(9) その他	記載はこちら		
		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと、 全ての指定内容について記載しても差し支えない。 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)		

事業報告書

1-(2) 従たる事務所の所在地

[illegible]

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	末永	英文	
理事	有馬	寿之	西日本病院管理者
理事	定永	恒明	聖ヶ搭病院管理者
理事	小須賀	健一	
理事	末永	正機	
理事	末永	文彦	
監事	森田	俊孝	
評議員	與儀	哲弘	医療従事者
評議員	湧田	久美子	医療従事者
評議員	伊東	龍志	医療を受ける者
評議員	鉄本	泰三	医療を受ける者
評議員	中村	博昭	経営に見識を有する者
評議員	清水	泰三	経営に見識を有する者
評議員	今里	健太	経営に見識を有する者
評議員	草野	水佳	特に必要と認められる者

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

[illegible]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書			
2-(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
訪問看護ステーションのぞみ		熊本市西区河内町船津897番地	
訪問看護ステーション聖嶺		熊本市東区八反田3 - 20 - 1	
西日本ケアセンター		熊本市東区八反田3 - 20 - 1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

[illegible]

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

[illegible]

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

[illegible]

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関間の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由が当該

[illegible]

注)

1. 医療機関側を購入する医療法人は、医療機関側の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ当該医療連携を継続するとが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関側名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は権限証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

[illegible]

[illegible]

様式第三号

法人名 医療法人財団 聖十字会
所在地 熊本市西区河内町船津897番地

医療法人整理番号	0	1	2	1	3
----------	---	---	---	---	---

財 産 目 録
(令和 5年 3月 31日現在)

1 . 資	産	額	13,831,521 千円
2 . 負	債	額	1,412,580 千円
3 . 純	資 産	額	12,418,940 千円

(内 訳) (単位 : 千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	9,308,519
B 固 定 資 産	4,523,001
C 資 産 合 計 (A + B)	13,831,521
D 負 債 合 計	1,412,580
E 純 資 産 (C - D)	12,418,940

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	

法人名 医療法人財団 聖十字会
所在地 熊本市西区河内町船津897番地

医療法人整理番号 01213

貸借対照表
令和5年3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,308,519	流動負債	754,922
現金及び預金	6,956,202	支払手形	
事業未収金	1,705,610	買掛金	92,263
有価証券		短期借入金	
たな卸資産	55,044	未払金	133,023
前渡金		未払費用	99,965
前払費用	565,693	未払法人税等	264,822
その他の流動資産	25,969	未払消費税等	6,098
		前受金	
		預り金	35,826
		前受収益	
		その他引当金	122,396
		その他の流動負債	526
固定資産	4,523,001	固定負債	657,658
1 有形固定資産	4,021,837	医療機関債	
建物	3,447,583	長期借入金	
構築物	34,095	繰延税金負債	
医療用器械備品	242,140	その他引当金	657,508
その他の器械備品	55,083	その他の固定負債	150
車両及び船舶			
土地	192,027		
建設仮勘定	27,499		
その他の有形固定資産	23,408		
		負債合計	1,412,580
		純資産の部	
		科目	金額
2 無形固定資産	29,879	出資金	
借地権		積立金	12,418,940
ソフトウェア	27,418	代替基金	
その他の無形固定資産	2,461	繰越利益積立金	12,415,856
3 その他の資産	471,285	その他積立金	3,084
有価証券	2,700	評価・換算差額等	
保有医療機関債		その他有価証券評価差額金	
その他長期貸付金	22,062	繰延ヘッジ損益	
役員等長期貸付金			
長期前払費用			
繰延税金資産	284,708		
その他の固定資産	161,814		
		純資産合計	12,418,940
資産合計	13,831,521	負債・純資産合計	13,831,521

(注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。

法人名 医療法人財団 聖十字会
所在地 熊本市西区河内町船津897番地

医療法人番号	01213
--------	-------

損 益 計 算 書
自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

(単位 : 千円)

科目		金 額	
事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			9,075,196
2 事業費用			
(1) 事業費	7,576,107		
(2) 本部費	134,650		7,710,757
本来業務事業利益			1,364,439
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			90,479
2 事業費用			55,704
附帯業務事業利益			34,775
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事業外収益			1,399,214
受取利息	118		
その他の事業外収益	75,173		75,291
事業外費用			
支払利息			
その他の事業外費用	12,299		12,299
経常利益			1,462,206
特別利益			
固定資産売却益			
その他の特別利益			0
特別損失			
固定資産売却損	13,815		13,815
その他の特別損失			
税引前当期純利益			1,448,391
法人税・住民税及び事業税	428,224		
法人税等調整額	-19,677		408,547
当期純利益			1,039,844

(注) 1 . 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること (自動表示) 。
2 . 表中の勘定科目については、変更しないこと。
3 . 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他 ○ ○ 」を選択すること。

様式5

法人名 医療法人財団 聖十字会
所在地 熊本市西区河内町船津897番地

医療法人整理番号	0	1	2	1	3
----------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が株主総会の議決権の過半数を占めている法人	株式会社肥後メディカルズ (注) 1	熊本市東区八反田三丁目22-65-102号	4,524,524	不動産、医療用器具等の賃貸 診療報酬請求事務、給与計算業務等の受託	不動産等の賃借 医療事務等の委託	不動産等の賃借 医療事務等の委託 (注) 2	965,506	未払金	57,244
								保証金	146,490

(取引条件及び取引条件の決定方針等)
(注) 1 . 当法人理事長末永英慈及びその近親者が株主総会の議決権の100%を占めている法人。
(注) 2 . 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。
肥後メディカルへの医療事務等の委託に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は当月末又は翌月末現金払いとしている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人財団聖十字会

理事長 末永 英慈 殿

私は、医療法人財団聖十字会の令和4会計年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び寄附行為に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月11日

医療法人財団 聖十字会

監 事 森田 俊孝



独立監査人の監査報告書

令和5年6月15日

医療法人財団 聖十字会
理事会 御中

公認会計士 篠原俊 事務所

福岡県福岡市

公認会計士



監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人財団 聖十字会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、すべての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

様式第四号

法人名 医療法人財団 聖十字会

所在地 熊本市西区河内町船津897番地

医療法人整理番号	0	1	2	1	3
----------	---	---	---	---	---

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位:千円)

	基金 (又は出資金)	積立金				評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		代替基金	繰越利益積立金	設立等積立金	積立金合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
令和4年 4月 1日 残高	-	-	11,376,012	3,084	11,379,096	-	-	-	11,379,096
会計年度中の変動額									
当期純利益			1,039,844		1,039,844				1,039,844
会計年度中の変動額合計	-	-	1,039,844	-	1,039,844	-	-	-	1,039,844
令和5年 3月 31日 残高	-	-	12,415,856	3,084	12,418,940	-	-	-	12,418,940

- 1．純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2．評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3．積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 医療法人財団 聖十字会
所在地 熊本市西区河内町船津897番地

医療法人整理番号	0	1	2	1	3
----------	---	---	---	---	---

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	8,705,720	11,671	37,702	8,679,688	5,232,105	155,173	3,447,583
	構築物	222,574	-	-	222,574	188,478	2,658	34,095
	医療用器械備品	1,812,603	135,472	1,680	1,946,395	1,704,254	104,908	242,140
	その他の器械備品	658,396	10,091	-	668,486	613,403	20,606	55,083
	土地	192,027	-	-	192,027	-	-	192,027
	その他の有形固定資産	10,550	29,832	16,973	23,408	-	-	23,408
	建設仮勘定	-	27,499	-	27,499	-	-	27,499
	計	11,601,870	214,566	56,356	11,760,080	7,738,242	283,347	4,021,837
無形固定資産	ソフトウェア	55,991	666	-	56,658	29,240	10,051	27,418
	その他の無形固定資産	2,461	-	-	2,461	-	-	2,461
	計	58,453	666	-	59,119	29,240	10,051	29,879
その他の資産	有価証券	2,700	-	-	2,700	-	-	2,700
	その他長期貸付金	29,946	1,975	9,858	22,062	-	-	22,062
	繰延税金資産	265,031	19,677	-	284,708	-	-	284,708
	その他の固定資産	161,814	-	-	161,814	-	-	161,814
	計	459,491	21,652	9,858	471,285	-	-	471,285

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

法人名 医療法人財団 聖十字会
所在地 熊本市西区河内町船津897番地

医療法人整理番号	0	1	2	1	3
----------	---	---	---	---	---

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	158,504	148,660	-	160,202	148,660
賞与引当金	122,327	122,396	122,327	-	122,396
退職給付引当金	574,051	96,723	13,266	-	657,508

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗い替えによる戻入額であります。

- 1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
- 2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
- 3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 医療法人財団 聖十字会
所在地 熊本市西区河内町船津897番地

医療法人整理番号	0	1	2	1	3
----------	---	---	---	---	---

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千 円)	当 期 末 残 高 (千 円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の 長期借入金	-	-	-	-
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	-	-	-	-
その他の有利子負債	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-

- 1．短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
- 2．重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
- 3．「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
- 4．「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
- 5．長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名 医療法人財団 聖十字会
所在地 熊本市西区河内町船津897番地

医療法人整理番号	0	1	2	1	3
----------	---	---	---	---	---

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千 円)	貸借対照表価額 (千 円)
該当なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千 円)
(有価証券) 株式会社ニュースカイホテル	54,000株	2,700
計	54,000株	2,700

- 1 . 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
- 2 . 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
- 3 . 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の 1 % 以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
- 4 . 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第 2 条第 1 項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 医療法人財団 聖十字会

医療法人整理番号 0 1 2 1 3

所在地 熊本市西区河内町船津897番地

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	863,304	-	863,304	-	-	863,304
給与費	4,287,966	92,033	4,379,999	52,726	-	4,432,725
委託費	1,127,419	-	1,127,419	92	-	1,127,511
経費	1,239,059	26,525	1,265,585	2,884	-	1,268,470
売上原価	-	-	-	-	-	-
その他の事業費用	58,356	16,091	74,448	-	-	74,448
計	7,576,106	134,650	7,710,756	55,703	-	7,766,460

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式第九の二号

法人名 医療法人財団 聖十字会
所在地 熊本市西区河内町船津897番地

医療法人整理番号	0	1	2	1	3
----------	---	---	---	---	---

事業費用明細表
(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
様式第九の一号作成のため省略		
事業費用計		× × ×

- 1．売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
- 2． から の中区分科目は、省略する様式によることもできる。
- 3．その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産

最終仕入原価法を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

但し、ソフトウェア(法人内使用分)については、法人内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお当医療法人財団は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税込方式を採用しております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

(1) 補助金等の会計処理

補助金等については、受け取った会計年度に一括して収益計上しております。

(2) 補助金等の内訳並びに交付者、貸借対照表等への影響額

	内 訳	交付者	損益計算書 影響額 (単位：千円)	貸借対照表 影響額 (単位：千円)
1	新型コロナウイルス感染患者等入院病床確保事業費補助金	熊本県	881,235	507,011
2	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業費補助金	熊本県	53,845	53,845
3	その他	熊本県等	26,676	-
	合 計		961,757	560,856

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

該当なし

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が株主総会の議決権の過半数を占めている法人	株式会社 肥後メディカルズ (注)1	熊本市 東区 八反田 三丁目 22-65- 102号	4,524,524	不動産、医療用器具等の賃貸 診療報酬請求事務、給与計算業務等の受託	不動産等の賃借 医療事務等の委託	不動産等の賃借 医療事務等の委託 (注)2	965,506	未払金	57,244
								保証金	146,490

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 当法人理事長末永英慈及びその近親者が株主総会の議決権の100%を占めている法人。

(注)2. 不動産の賃借料は、近隣相場等を参考に決定している。

医療事務等の委託に関する取引価格は市場価格等を勘案して決定し、支払条件は当月末又は翌月末現金払いとしている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
該当なし							

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし